様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	関東福祉専門学校
設置者名	学校法人 明星学園

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	夜 ・ 通信	180 時間	160 時間	
		夜 ・ 通信			
		夜 ・ 通信			
		夜 ・ 通信			
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://kantofukushi.ac.jp/disclosure/

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第２号の２－①【⑵-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第２号の２－②を用いること。

学校名	関東福祉専門学校
設置者名	学校法人 明星学園

１．理事（役員）名簿の公表方法

https://kantofukushi.ac.jp/disclosure/

２．学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	元気村グループ会長	2024.11.7 ～2028.11.6	法人を代表し、法人の業務を総理する
非常勤	社会福祉法人共生会 理事長	2025.5.22 ～2029.5.21	専門学校担当理事として、アドバイスを行う
非常勤	(株)メディクルード 代表取締役社長	2024.4.1 ～2028.3.31	財務担当理事としてアドバイスを行う
（備考）			

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	関東福祉専門学校
設置者名	学校法人 明星学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）

【作成過程】

・授業計画書に関しては、授業内容等の振り返りや学生授業評価を基に各科目の担当教員によって作成されます。

・作成された授業概要（シラバス）については、校長および各領域主任によって、法令等の規定との整合性、横断的なカリキュラムに即したものであるか、連動しているか、等の検討を実施し、教育課程編成委員会に諮り、承認を得ます。

・校長、領域主任、担当教員は、可能な限り他の科目の授業を参観し、併せて情報共有を密にし、次年度のシラバス作成を見据えた活動を積極的に実施しています。

【タイムスケジュール】

前年度２月　各科目の学生授業評価を実施・集計
　　各科目の担当教員にフィードバック
前年度３月　各科目の担当教員が次年度のシラバスを作成
　　校長及び各領域主任によるシラバスのチェック
　　教育課程編成会議に諮り承認を得る

【作成・公表時期】

・前年度３月までに次年度のシラバスを作成・製本し、新年度開始時の４月の新入生オリエンテーションにおいて配布、説明を行っています。また、本校のホームページにも便覧（シラバス等）を公開します。

授業計画書の公表方法	https://kantofukushi.ac.jp/disclosure/

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）
・「成績評価の方法」はシラバスに、「成績評価の基準」は学則第３５条に基づいて定められた諸規則「７．成績 」（便覧Ｐ１４）にあらかじめ設定しています。

・「成績評価の方法」と「成績評価の基準」は、１年次においては入学前オリエンテーション時に、２年次においては始業前オリエンテーション時に学生便覧・授業概要を使用し説明しています。

（成績評価）
・授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行います。但し、出席数が、講義、演習科目については規定の授業時間の３分の２、実習科目については、規定の実習時間の５分の４に達しない者は、評価を受けることができません。

・成績の評価は、学則第３５条に基づく諸規則により、シラバスにある各科目の到達目標の到達度を「優（１００～８０点)」、「良（７９～７０点)」、「可（６９～６０点)」、「不可（５９点以下)」をもって表し、優、良、可を合格とし、不可を不合格とします。

(課程修了の認定)
・学則に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行います。
・定期試験終了後には、各科目の担当教員が試験について解答解説や成績評価基準の説明を行っています。学生が成績評価に関しての質問や申し立てについても対応しています。

・全科目において学生より授業評価のアンケートを取り、結果を各科目担当教員にフィードバックしています。その結果を次年度の授業に活用することで、学生・教員双方にとってより良い授業になるよう取り組んでいます。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）
・履修科目の成績評価(１００点満点)を点数化し、全科目の合計点の平均を算出しています。

・学生の成績評価は、当該学生が十分理解できるよう、各学年の担任との面談を通じて開示しています

客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://kantofukushi.ac.jp/disclosure/

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。
（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要） ・「成績評価の方法」はシラバスに、「成績評価の基準・卒業認定の基準」は学則第３５条に基づいて定められた諸規則「７．成績 」及び「８．（１）進級及び卒業 」（便覧Ｐ１４）にあらかじめ設定しています。 ・「成績評価の方法」と「成績評価の基準・卒業認定の基準」は、１年次においては入学前オリエンテーション時に、２年次においては始業前オリエンテーション時に学生便覧・授業概要を使用し説明しています。 （成績評価） ・授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行います。但し、出席数が、講義、演習科目については規定の授業時間の３分の２、実習科目については、規定の実習時間の５分の４に達しない者は、評価を受けることができません。 ・成績の評価は、学則第３５条に基づく諸規則により、シラバスにある各科目の到達目標の到達度を「優（１００～８０点)」、「良（７９～７０点)」、「可（６９～６０点)」、「不可（５９点以下)」をもって表し、優、良、可を合格とし、不可を不合格とします。 （課程修了の認定） ・学則に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程の修了の認定を行います。 （卒業、称号の付与） ・所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与します。 ・教育・社会福祉専門課程介護福祉科を修了した者には専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を付与します。 【ディプロマポリシー】 介護に関する知識と技術を習得することに加えて、介護される方への理解を深め、本人の自主性を尊重し、生きがいを見出せるような関係を作り出す、あたたかい心を持った「介護のスペシャリスト」になります。

卒業の認定に関する方針の公表方法	https://kantofukushi.ac.jp/disclosure/

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	関東福祉専門学校
設置者名	学校法人 明星学園

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://kantofukushi.ac.jp/disclosure/
収支計算書又は損益計算書	https://kantofukushi.ac.jp/disclosure/
財産目録	https://kantofukushi.ac.jp/disclosure/
事業報告書	https://kantofukushi.ac.jp/disclosure/
監事による監査報告（書）	https://kantofukushi.ac.jp/disclosure/

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1,936時間	848時間	600時間	488時間		
			1,936時間				

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
160人	83人	62人	6人	3人	9人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・厚生労働省が定める介護福祉士養成課程のカリキュラムに従い、豊かな人間性を養うことに注力した介護福祉士養成、介護福祉士国家試験合格のためのカリキュラムを編成し、講義・演習を中心に授業を展開しています。 ・アクティブラーニングを導入し、学生が主体的に、考える力を引き出す授業を多くの科目で導入し実践しています。年間の授業概要（シラバス）については、ガイドライン（領域の目的と教育内容等）に則り、各担当教員が作成しています。 カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）は、新年度開始時の４月の新入生オリエンテーションにおいて配布、説明を行っています。また、本校のホームページにも授業概要（シラバス）を公開します。 https://kantofukushi.ac.jp/disclosure/　（便覧）

成績評価の基準・方法

（概要）
（成績評価）
・授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行います。但し、出席数が、講義、演習科目については規定の授業時間の３分の２、実習科目については、規定の実習時間の５分の４に達しない者は、評価を受けることができません。

・成績の評価は、「優（１００～８０点）」、「良（７９～７０点）」、「可（６９～６０点）」、「不可（５９点以下）」をもって表し、優、良、可を合格とし、不可を不合格とします。

(課程修了の認定)
・学則に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行います。

卒業・進級の認定基準

（概要）
（成績評価）
・授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行います。但し、出席数が、講義、演習科目については規定の授業時間の３分の２、実習科目については、規定の実習時間の５分の４に達しない者は、評価を受けることができません。

・成績の評価は、「優（１００～８０点）」、「良（７９～７０点）」、「可（６９～６０点）」、「不可（５９点以下）」をもって表し、優、良、可を合格とし、不可を不合格とします。

(課程修了の認定)
・学則に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行います。

（卒業、称号の付与）
・所定の修業年限以上在学し課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与します。
・教育・社会福祉専門課程介護福祉科を修了した者には専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を付与します。

【ディプロマポリシー】
介護に関する知識と技術を習得することに加えて、介護される方への理解を深め、本人の自主性を尊重し、生きがいを見出せるような関係を作り出す、あたたかい心を持った「介護のスペシャリスト」になる。

・進級や卒業の認定については、学則に定める授業科目の成績評価に基づいて校長が行います。

学修支援等

（概要）

・成績不良者等については、教科担当教員の判断により個別指導（補講）を実施します。学校の取り組みとしては、補講期間を設定し、夏季休暇、春季休暇等を活用し、対象者を選定、補講を実施しています。特に国家試験対策については、模擬試験の結

果を踏まえ、及第点に達しない学生に対し、補講を設けています。
・また、留学生については週に６時間（月・３時間、木・３時間）の日本語授業を取り入れ、日本語能力向上を図るなど、学修支援を実施しています。また、学修意欲を高めるために、生活支援も実践しています。地域の皆さんと一緒にごはんを食べる会をはじめ、様々なイベントを企画し、地域貢献活動の授業の一環として位置づけ、効果を上げています。また、社会福祉法人立の学校としての２３年間の経験を活かしつつ、学校法人立の学校として更なる教育の充実を目指しており、学業のみならず健康面も含めた生活面での支援にも注力しています。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
14 人 （100%）	0 人 （　　0%）	14 人 （　　100%）	0 人 （　　0%）

（主な就職、業界等）
特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・障がい者施設　等

（就職指導内容）
２年次に就職ガイダンスおよび就職個別指導実施

（主な学修成果（資格・検定等））

（備考）（任意記載事項）
・少人数のゼミ形式を採用し、担当教員が履歴書の書き方、面接指導等実施しています。就職についての相談、インターンシップの申し込み等、学生の要望を取り入れながら、就職内定に繋げる支援を実施しています。
・学校行事に招待する等施設関係者が来校する機会を設け学生との交流を実践しています。

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
５３人	５人	９．４％

（中途退学の主な理由）
進路変更

（中退防止・中退者支援のための取組）
個別カウンセリング・個別指導・保護者等同席の面談を実施

②学校単位の情報

ａ）「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 （年間）	その他	備考（任意記載事項）
介護 福祉科	180,000 円	580,000 円	220,000 円	他に学生預り金、教科書代、 実習着代が必要
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	

修学支援（任意記載事項）

・留学生が多いことから、学費支弁が課題となっています。埼玉県介護福祉士修学資金貸付制度や日本語学習の補助金制度などを利用し、留学生が安心して学べる環境作りに注力しています。

・一括納入が困難な学生については、個別相談の上、分割での支払いを認めています。

また、実習施設をはじめ地域の高齢者施設に対し、学生への支援やアルバイトの受け入れをお願いするなど、介護福祉士を目指す学生たちが介護の現場に触れながら、実践力を身に付けていくための支援も実践しています。学校での学びと介護現場における実践での学びが統合され、好循環となっています。

ｂ）学校評価

自己評価結果の公表方法

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）

https://kantofukushi.ac.jp/disclosure/

学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）

・学校関係者評価委員会については、本校の教育理念や方針に基づき、学校が適切に運営されているのか確認するとともに、学校で実施した自己評価の結果について客観的に評価し、学校運営の改善, 教育力の向上を図ることに繋げています。様々な分野で活躍されている委員の忌憚のない意見やアドバイスを頂き、学校をより良い学校に発展させるためにも重要な委員会として位置づけています。

・評価委員会は 次の委員によって構成します。

保護者（３名） 卒業生（１名）高等学校関係者（１名）専門家（１名）企業関係者（２名）の８名とします。

・主な評価項目は、以下の５項目とします。

１.教育理念・目標　２.教育活動　３.学習成果　４.内部質保証

５.学校運営・財務

・評価結果の活用方法

評価結果をふまえ、教員会議等で改善方法を検討し、校長を責任者として実施しています。実施期間は、下記のとおりとします。

６月　評価委員会で提示された課題に関し、教職員会議で改善策を検討し実施

２月　改善策を実施した結果について評価委員会で評価する

新たな課題の有無について検討し、提示された課題に関し、教員会議で改善策を検討し実施

以降、PDCA サイクルを展開していきます。

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
介護老人福祉施設	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日	第 28 期生保護者
病院	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日	第 28 期生保護者
病院	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日	第 29 期生保護者
障害者就労支援施設	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日	卒業生（第 4 期生）
志学会高等学校	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日	高等学校関係者
税理士	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日	専門家
介護老人保健施設	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日	企業関係者
介護老人福祉施設	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日	企業関係者
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://kantofukushi.ac.jp/disclosure/		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://kantofukushi.ac.jp/

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H111321700020
学校名（○○大学 等）	関東福祉専門学校
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人 明星学園

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		－人（　　0）人	－人（　　0）人	－人（　　0）人
内訳	第Ⅰ区分	－人	－人	
	（うち多子世帯）	（　　0人）	（　　0人）	
	第Ⅱ区分	－人	－人	
	（うち多子世帯）	（　　0人）	（　　0人）	
	第Ⅲ区分	－人	0人	
	（うち多子世帯）	（　　0人）	（　　0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（　　0）人
合計（年間）				－人（　　0　）人

（備考）
第1区分の者は休学により支援は12月から休止
前期に第Ⅲ区分だった者は収入による審査で後期は対象外(第Ⅳ区分だが理工農でも多子世帯でもないため)

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	0人	0人

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当）	人	0人	0人
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。